

令和8年第3回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水) 午後1時30分から3時00分

2. 開催場所 農業委員会議室(7階)

3. 議長 岡庭 丈夫(会長)

4. 出席委員(18人)

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野 善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく転用届出について(5条 市)

報告第3号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第2号 三郷市特定事業主行動計画の改訂について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員(会議書記)

事務局長 萩原 克己

次 長 菊池 智司
主 査 石井 富貴和

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様こんにちは。ただいまから令和8年3月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は、全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 2番 宮田正久委員、3番 牧野和美委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
事務局	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら事務局までお願いいたします。 それでは、続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。
議長	【議案第1号に係る申請地のビデオ上映】 それでは、再開いたします。 続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。今月は議案第1号1番について内容調査会を開催しております。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議案第1号1番、譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」外4名、権利種類「所有権」、土地の表示「番匠免字内谷〇〇番」、地目「田」外6筆、合計面積〇〇㎡、申請目的「駐車場用地、資材置場（ストッ

クヤード)」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大熊委員の担当でございます。大熊委員に内容説明をお願いいたします。

大熊委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をさせていただきます。

(譲受人について説明)

申請内容ですが、転用目的が資材置場(ストックヤード)、駐車場用地で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書読み上げ)

続きまして、本社から申請地までは19.6km、車で約40分です。

利用計画といたしましては、駐車場としましてはダンプ3台、貨物トラックトレーラー1台、ユンボ3台、ホイロローダー1台、自走式土質改善機1台、従業員用車両8台の計17台、ストックヤードとして改良土を450㎡、高さ3mに置く。処理前残土を450㎡、高さ3mに置いて使用するという事です。

隣地の同意書についてですが、令和8年2月26日から3月8日まで数回伺って説明をしましたが、同意を得ることができなかったため、添付されていません。

続いて、被害防除ですが、北側、水路に隣接、新設コンブロ3段積み、東側、隣地田に隣接、新設コンブロ4段積み、南側、未舗装公衆用道路に隣接、自主的セットバックあり、新設コンブロ3段積み、西側、公衆用道路に隣接、新設コンブロ2段積み。

鋼板塀ですが、鋼板塀については近隣の住宅や田、用水路などへの影響を考慮して設置をお願いしましたが、回答としては、将来的に鋼板塀を設けるということで、いつ設けるということには言及していなくて、将来的にということだそうです。

被害防除のほうは、出入り口幅5m、奥行き5m、アスファルト舗装、停止線設置、マウントアップあり。会社看板1つ、アイドリングストップ看板1つ設置、場内砂利敷き、雨水、自然浸透プラス出入口付近に集水ますなどを設置し、オーバーフロー分を西側水路に放流する。

以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、誓約書をいただいております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根至代委員。

島根至代委員

(挙手により質問)

すみません、鋼板塀が何か約束を取れてないということなんですけれども、これ、残土とか、そういうものに関して、ないとすごく困るので、そこら辺はいつという記述がないと困るのかなと思ったんですけれども、どうなんでしょうか。

もう1点ですが、隣地の同意は得られていないということなんですけれども、後から問題が起こったらどうなのかということがちょっと私は気になりました。

以上です。

議長

回答を求めますか。

島根至代委員

はい、できる範囲内で。

議長

では、事務局から。

事務局

すみません、鋼板の話をまずさせていただきたいのですけれども、これについては鋼板がないから許可できないという縛りはできないのかなというのが結論です。ただ、そうは言っても風が吹けば当然飛びますので、ですから、内容調査会のときはお願いの範疇なんですけれども、委員さんのほうからやっていただきたいというお話をして、最終的には今ほど大熊委員がおっしゃられたとおりで、土地利用計画図のほうに将来的にやりますみたいな記載をさせていただいたところでございます。

事務局

隣地の同意につきまして三郷市は、隣地が農地でしたら、必ず取ってくださいという指導はさせていただいております。ただ、これも義務ではありませんので、なかなか難しいところなんですけれども、ただ、被害防除の観点で指導はさせていただいております。今回は説明したけれども、取れなかったということでございます。もし何かあった場合は、同意書がないから、農業委員会が責めを負うということではなくて、当然施工者というか、こちらの会社のほうが責任を持ってやっていただくしかないのです、何かあったら、そのように指導させていただきたいと思います。

	以上です。
議長	よろしいですか。
島根至代委員	ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 宮田委員。
宮田委員	(挙手により質問) 今島根委員のほうからお話があったのですが、これは大きな面積になるので県のほうで再度になると思うんですが、その際、委員会からになるのか、事務局からになるか分かりませんが、当然、三郷市の意見書みたいなものは出るわけですよ。県に出るときには、報告が、こういうことが議論されたということでしょうか。
議長	今回の面積が〇〇㎡になります。そうしますと県のほうとしては3,000㎡を超える場合には常設審議会のほうにかかってきます。私もそこに参加しておりますが、そこで説明につきましては各市町村の事務局から説明をいただきます。そのとき事務局の説明が、今お話のあった説明を通して、常設のほうで許可するか、しないかの判断をしております。ということで、そこで意見を出していただいております。
宮田委員	あと営業時間というのは、営業時間というか、受入れから受入れが終わるまでの時間とか出ていますか。
事務局	すみません、そこまでは確認してないのですが、市役所のクリーンライフ課というところがありまして、そちらで指導というか、あるのですが、騒音の規制基準というのがあって、8時から19時までは55デシベルということになっておりますので、その範囲でやっただけののかなど、振動も同じ時間帯で、こちらは60デシベルというふうにうたわれています。 以上です。
宮田委員	ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 鈴木委員。
鈴木委員	(挙手により質問) ストックヤードで現在「栄五丁目〇〇」というところを利用しているというこ

となんですけれども、利用状況は問題ないのか、お尋ねしたいのですけれども。

議長

私の担当地域ではないのですが、実際、内容調査の始まる前に私は現場を確認しました。現状では大変忙しく見えまして、栄五丁目につきましては鋼板塀で囲ってあります。ということは、鋼板塀ぎりぎりまである程度土砂が積まれている状態です。今回の申請は鋼板塀をやらないという当初のあれですので、境から6 m下げて、その中での土砂の回転ということになっています。ですから、県の土砂条例の中でそこに6 mの空間があれば問題はないという判断をしておりますので、現状、栄五丁目は大型重機でタンクの中に土砂を入れて上質な土と砂利と分けて、上質な土は販売、砂利の出たのは別のところに販売という形で、そういった業者でございますので、現状では大変忙しくやっているような状況です。

ですから、多分、今回の申請が込み合っていますので、今回のところにとりあえず持ってきて、徐々に仕事が拡大していきますから、そういった段階になったときに鋼板塀をやってくるというような形かと思っております。

鈴木委員

分かりました。

議長

ほかに。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

今の栄五丁目の利用状況についてちょっと補足なんですけれども、以前の許可申請が下りたときは鋼板塀、多分2 mか3 mで多少外から中が見えるような感じで、工事は二、三年、その仕事はしていたと思うんですけれども、去年あたりはプラスの鋼板塀をもう一段高くして、外から見えないような状態で現場を仕切っています。その高さというのはあまりよろしくない高さではないのかなという、以前、鋼板塀の高さに関しての話の中では出ていたと思いますというところです。

それ以上はないです。

議長

現状、4 mなんです。交差点の角ですので、北側については道路があるので、農地に影響はなし。西側も道路ですので、農地に影響なし。東側は畑ですので、日照の関係で多少影響があります。南側については4 m囲っての畑ですので、今のところ、影響なしというような判断をしております。という状況です。

ほかにございますか。

宮田委員。

宮田委員

(挙手により質問)

たびたびすみません。今、いろいろな話でふと思ったんですけれども、これ、この委員会としてはこの結論をもって出されるわけですよ。その後、環境の不備というか、被害防除の関係とかで問題が出ていないとか出てないというのは、担

当はもう農業委員会ではないわけですね。

議長

事務局。

事務局

今後何かあった場合につきましては、それぞれの法律なり条例なりがございますので、そちらのほうで対応していただくという形になると思います。

宮田委員

今坂戸かどこかでえらい問題になっているので、ちょっと気になってそれで聞きました。ありがとうございます。

議長

申請時には連絡先の会社名、連絡先、書いてありますので、もし何かあれば、近隣の方がそちらのほうへ連絡して、注意するような形もあろうかと思えます。もし何かあった場合はですね。

そのほかございますか。

大熊委員。

大熊委員

補足なんですけれども、鋼板塀ができるまでの被害防除の対応はどうされますかということでお聞きしましたら、ビニールシートをかけたとか、散水をして対応するということはありました。

以上です。

議長

今回、面積が多いですから、「〇〇㎡」いきなりどんと使うわけではありません。今使っている柴五丁目から少しずつ拡大していきますので、ですからある程度大きくなった段階で鋼板塀という形になってくるかと思えます。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

今の補足の説明の中で散水するということでしたが、説明の中では散水車の説明もなかったし、多分調整区域であれば水道も引けないと思いますけれども、その辺の散水に対してはどういうふうにしていくのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

ちょっと後出しで申し訳ありません、県の条例で、名前が、指定粉塵の条例というのがあるということで、越谷環境に確認しましたら、その中で土砂の堆積場の許可の基準がありまして、そちらで、先ほど大熊委員から話がございましたが、散水設備によって散水が行われることか、防塵カバーで覆われているというのが条件になるということでの話がありました。ですからこの条例に沿うのであれば、そのようにやっていただけるのかなということです。

ちなみになんですけれども、水道につきましては調整区域は引けないというこ

とではなくて、当然用途にもよってなんでしょうけれども、条件が合致すれば引けるのかなという解釈ではおります。

島根幸一委員 はい、分かりました。

議長 よろしいでしょうか。
鈴木委員。

鈴木委員 (挙手により質問)
いま一度お尋ねしたいのですけれども、鋼板塀ができないという理由は何ですか、資金的に無理だとか。

大熊委員 これについては伺ってはいないのですけれども。

鈴木委員 もし散水するとしたら、散水のほうの場合によっては高いような気がするよう
な……

大熊委員 鋼板塀の設置は実はお願いしたいところなので。

鈴木委員 その理由がどうなのかなと、とても気になりました。

大熊委員 そうですね、そのあたりはちょっと質問していないので。

議長 それは先ほど申したとおり、いきなり「〇〇㎡」のところにとさっと事業が動くわけでは、順番に動いていきますので、その段階で、新たに大きくなった段階で鋼板塀をやるという形になっていますので、当初はやらなくても問題のないような量であると思います。栄五丁目のほうは今いっばいな状態ですから、そこからは少しずつ事業をこちらに移動していくという形になりますので。

鈴木委員 分かりました。

議長 いきなりいくわけではないので。

議長 ほかにございますか。

【挙手なし】

議長 それでは、質疑を打ち切ります。
採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手少数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成少数でございます。原案のとおり不許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 駐車場用地、資材置場（ストックヤード）（挙手少数）

議長

ここで暫時休憩といたします。5分間の休憩といたします。開会は2時5分からお願いいたします。

【5分間休憩】

議長

それでは、再開いたします。

続きまして、議案第2号「三郷市特定事業主行動計画の改訂について」を上程いたします。

それでは、議案第2号について事務局に説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号ですが、本日お配りしました議案第2号、参考資料の①、②差替えという資料に従いまして説明させていただきます。

本計画の策定につきましては、地方公共団体の各機関においてそれぞれの長が計画を策定することとされており、三郷市の各任命権者が連名で計画を策定するものとなります。また、本計画は、職員の仕事と家庭生活の両立を目的とした二世帯育成支援対策法及び女性活躍の推進を目的とした女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定されているものでございます。

これらの両法律は時限立法であり、令和6年、7年に有効期間が10年延長されたことに伴い、本計画の改訂が必要になりました。さらに令和7年12月に国が事業主行動計画策定指針等を改正したことを踏まえ、計画内容の見直しを行ったものでございます。

農業委員会事務局といたしましても本計画の趣旨を十分に踏まえ、働きやすい職場環境づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、人事課より説明させていただきます。

人事課長

このたびご説明の場を設けていただきまして、大変ありがとうございます。

今事務局からもご説明がありましたけれども、まず、これは特に市民向けというよりは、職員の行動計画になります。子育てとか女性の活躍というところに視点を置いて、職場環境をよくする方向に推進していくというものでございまして、我々市長部局の職員はもとより、各行政委員会の職員も対象となっております。

なお、具体的な説明は、担当が行います。

それでは、三郷市特定事業主行動計画（案）について説明させていただきます。
 お手元の資料、まず、三郷市特定事業主行動計画、またあと三郷市特定事業主行動計画の改訂についてと、もう一つ、グラフが書かれている特定事業主行動計画の目標値、そしてまた概要等で、2つで大丈夫ですので、この2つを使って説明させていただきます。

先ほどご説明にもあったとおり、こちらの行動計画、職員向けの行動計画となっております。また、子育てをしながら、働きやすい環境の整備を目的とした次世代育成推進法、また、女性職員が働きやすく活躍できる職場を整備することを目的とした女性活躍推進法に基づいてこちらの計画を策定することを義務づけられているところでございます。

これらの2つ、その時限立法ということで有効期間が定められておまして、それに併せて行動計画を策定しながら、また、その有効期限が延長されるたびに本計画を改訂してまいりました。このたび令和6年度、7年度において再度この法律の有効期間が10年延長となったことから、また、改めて次の行動計画策定指針等が令和7年12月に改正されたことに伴って、そちらを踏まえてこの計画を見直す内容となっております。

そうしましたら、行動計画の改訂についての2ページ目です。

改定の内容としましては、まず、計画期間になりますが、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画となっております。こちらは事業主行動計画策定指針におきまして、計画期間、おおむね2年から5年とされることから、改訂後の期間は5年としています。現行動計画については10年間だったんですけども、この行動計画の策定指針に基づいて5年間と改訂させていただいております。

この行動計画の中で求められているのが状況の把握といったところで、現計画の達成状況と評価、課題について掲載しないといけないとされております。そのため、こちらの新しい行動計画のほうではそちらの分析のほうを掲載いたしました。行動計画の4ページになります。

現行動計画については、時間外勤務の縮減であったり、休暇の取得の促進などについて目標を掲げているところです。なので、一つずつ達成状況と評価のほうをお示ししたいと思います。

まず、時間外勤務の縮減について、現計画では1年につき360時間を超えて時間外勤務をさせないように努めるという目標を掲げております。この中で実際には令和4年、令和5年、令和6年度に、360時間を超える職員はいました。その中でさらに細かく1か月の時間外勤務の平均時間を分析しまして、こちらのほうにまとめたところです。

この表では、令和4年から6年の1か月の平均時間について記載させていただきました。減少傾向にあるんですけども、やはりその360時間超えの職員はいるということで、この1か月の平均時間を減らしていくとともに、360時間の職員を減らしていく取組をしていきたいと考えております。目標値はこのまま

達成できていない状況から、継続して、360時間を超えて時間外勤務をさせないように努めるとさせていただきたいと考えております。

次に、休暇の取得促進のほうになります。こちらは、職員1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数になります。こちらは令和4年度から令和6年度については13.6日から15.3日と徐々に増加しております、目標値16日が達成できておりません。そのためこの目標値についても行動計画案においては継続して16日を目標値として考えております。

次に、女性の採用割合とは、職員全体と消防職で目標値を設定しております。目標値40%と、5%ということで、6年度だけ達成できていますが、達成できていない年のほうも多いので、継続して目標値の設定をしております。

こちらは、男女公平・公正に採用試験は行っていかないといけないという観点もありますので、もちろん女性職員を増やしたいというのもあるんですけども、まずは女性の応募者を増やすといったところから取り組んでいきたいと思っております。

次は女性活躍の場の拡充です。こちらのほうは目標値35%ということで、係長職のうち女性雇用の比率になります。徐々に上がっていますが、現計画の35%というのはまだ達成できていない状況です。こちらのほうも、継続してこの目標値として考えております。

次に、男性育児休業、配偶者出産休暇等の取得促進というところです。

こちらは、新たに新計画案のほうで載せさせていただいたものになります。次世代支援推進法のほうで男性育休の取得率というのも上げていかないといけないといったところがありまして、また、第5次みさと男女参画プランにおいても、男性の育児休業の取得率を目標にしてきました。85%を目標にこのプランに取り組んできたところなんですけど、令和6年度に85%を達成しましたので、第6次みさと男女参画プランにおいては男性育児休業を2週間以上の取得率を90%へ変更しております。こちらの行動計画についても、その目標値と一緒に掲載して取り組んでいこうと考えております。

次、6ページを見ていただくと、今までご説明した目標値の一覧になっております。こちらは、追加した項目が3つあります。2番目の管理職、課長補佐級以上に占める女性割合25%以上とします。管理職の女性を増やしたいといったところで、三郷市はその前段階である係長級の女性割合を目標としてきましたが、国のほうも管理職のパーセンテージを使っており、今回三郷市においても管理職に占める女性割合を目標値として追加いたしました。

次に、5番の②、③になります。

先ほど男性育児休業の目標値は男女参画プランと同様とし、さらに、次世代推進法のほうで、男性配偶者の出産補助休暇の取得率や男性育児参加取得率を上げていこうという考えがありまして、三郷市においても男性が配偶者の出産時にその補助としてお休みを取れるよう、そういった職員を増やせるよう目標値を設定しております。育児についても同じように設定しております。

この80%、85%ですが、どうやって決めたかという、近隣の6市、越谷、

春日部、吉川、八潮、草加、三郷でその6市で比較した結果、三郷市は低いほうではなかったんですけども、近隣市で越谷市が一番取得率が高くて81%超えといったところで、その同水準を三郷市としても目指していきたいといったところから、三郷市は60%程度なんですけれども、80%にしていきたいといったところで設定しているところでございます。目標値の設定は、以上になります。

では、どうやって取り組んでいくかというのがこの計画の後半になります。

具体的な内容なんですけれども、それぞれ活動目標に併せて取組を記載させていただいております。また、さらに人事部局はどのように取り組んでいくか、また職場管理者はどのように取り組んでいったらいいのかというのを、部局を分けてそちらのほうを掲載しております。

行動計画の説明は以上になります。

議長

以上で、議案第2号の説明が終わりました。

これにつきまして質問等ございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。

岡庭早苗委員。

岡庭早苗委員

(挙手により質問)

計画ってすごく綿密にできていて、進めやすく、周知しやすくできているのは分かるんですけども、実際に、ここの職場も、事務局もそうですが、職員数が仕事内容に対して少ないと思うんですね。会計年度任用職員で補っている形になるのが現状だと思うんです。

農業委員会とかは農地の関係の確保とか、適切な使用とか、食べ物の確保とかで動いていますが、事務局でそれに対応する職員の配置ができないとなかなかきつと思うんです。

それで、そういうのもあって、一例で言うと、農業委員会の場面で言いますけれども、ほかの部署も、職員は減るけど、仕事は減ってない。そういう中で短期の職員、全くの全然素人さんと言っては失礼なんですけれども、一般の方の現職と違って、経験している職員だからある程度はできると思うんですが、事務に携わる時間も少ないし、それをそういう職員で対応していくからということで職員を減らされるのではないですか。あるいは管理職も何か所か持って、単独でそこだけではなくて、併用となって減らしていく。減った場合、人数配置としては、うちの例で言えば、局長がいて、次長がいて、係長がいてとなりますけれども、局長も常にいるわけではないですよ、兼務ですと。だから、その意味である種減だと思うんです。そういうふうな職場があちこちにあるかと思うので、そうすると立派な計画ができて、下々の職員としては休暇を、そういうのはあるのは分かっているんですけども、言い出しにくい。それを言ってやったことによって、ほかの方に負担がいくわけですよ。そういう思いをしていたら、まあ、いいやという形で我慢するとか、目標設定してもなかなか……

一つ、いろいろ長くなって申し訳ないんですけども、取る対象になっている人ではなくてもいいんですけども、そういう内容に対して、申請することがで

きたかどうか、そういうアンケートとかも取って、実情を見て、それが申請できないでいる人がいたら、やはりそれは絵に描いた餅みたいになっちゃうので、その辺をやっていたらとすごくうれしいなと思います。

議長

ありがとうございます。ご意見として承りました。
ほかにごありますか。
中村委員。

中村委員

(挙手により質問)

今回配られた行動計画ですが、特定事業主ということで、例えば三郷市に勤務されている職員さんの事業主は三郷市長さんになるんですよね。

人事課長

はい。

中村委員

この三郷市農業委員会も特定事業主に当たるということですか。

議長

回答を。

人事課長

よろしいですか、人事課ですけれども、そうですね、各行政委員会組織も職員は出向している状態になっておりますので、採用は市長で採用しておりますけれども、現在市長の命令下にはないという感じで、農業委員会で雇われている職員となっておりますので、各行政体での計画を一緒に立てましょうということになっております。

中村委員

その長というのは会長になるんですか。

人事課長

そうですね、それぞれ組織によって、合議制だったり、任命権者が一人だったりしておりますので。

中村委員

農業委員会にも事業主、雇い主の長がいるという意味ですか。

人事課長

農業委員会ですと、農業委員会から任命されている職員になります。

中村委員

ああ、なるほど、分かりました。ありがとうございます。

議長

宮田委員。

宮田委員

(挙手により質問)

私もざっと読ませていただいて、頭が混乱している中でちょっと質問させていただきたいのですが、こちらの行動計画の中の5ページ、5として、男性の育児

休業、配偶者の出産休暇等の取得促進が大変いい数字が出ているかと思ったのですが、これは改訂版と比較すると、改訂版は2週間で、もとのほうが1週間でパーセンテージが出ていますよね。これは要するに1週間以上だけれども、2週間未満の人が多いいということでしょうか。

人事課長

目標設定については、現在はこの計画ではなく、みさと男女参画プランにおける目標数値、実は85%、1週間以上は国家公務員、国の掲げている目標になります。これに沿って今進めていたのですけれども、この計画では数値目標がなかったものになりますので、その目標は今回、令和6年度は超えた、87.5になりましたので、次の目標設定としてはできましたら90%と、1週間はクリアしていますので、2週間で、段階を上げた状態になります。

宮田委員

というか、もともとこれ、何日間取得できるんですか、男性の場合。

人事課長

2週間とか決まりはありませんので、2週間単位で、最高4回に分けて取れますので、分けて取る職員もおりますし、半年間取る職員もおりますので、それを1日、2日でなくて、最低2週間は取っていただきたいというのを期間設定させていただきました。

宮田委員

私はもっと、例えば一月とか二月とか、そのくらいになるのかなと思っていたので、女性の場合は分かっていたけれども、了解です。

先ほどの岡庭委員の意見にもちょっと関わると思うんですが、毎年大変競争の中で採用されていると思うんですが、これ中途退職者というのはどうなんですか。新規で入った人の中で、辞めちゃうというのかしら、それって職場の環境を悪くするというにつながっていくと思うんだけど、今全体で聞くのも難しいから、新規の採用した中で、途中でほかのところへいっちゃう人ってどのくらいの割合でしょうか。

人事課長

新規採用ですとほとんど今の方ではおりません。年間一人とかは出る時がありますけれども、ただ、逆に、10年以内の間で辞める職員というのは一定数、社会的にも問題になっています。

宮田委員

家庭の事情とかいろいろある。

人事課長

そうですね、転職する職員も多いですので、一定数はおります。

宮田委員

新採というよりも、ある程度たった中で、そういう辞めていく人が一定割合いるという理解でよろしいですか。

人事課長

具体的な数字で、今年度中ですとまだ3月31日を迎えていませんので確定数

値ではありませんが、自己都合退職は25名くらいだと思います。

宮田委員 分かりました、ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。
鈴木委員。

鈴木委員 (挙手により質問)

二、三お尋ねしたいのですけれども、三郷市特定事業主行動計画の4番目ですか、三郷市特定事業主行動計画の目標ということで、1番に時間外勤務を縮減と書いてあるのですけれども、ちなみに時間外勤務というのを課によって差があるのかなと思って、三郷全体で捉えるというよりも、例えば人事課が多いとか少ないとか、課によって差があると思うのですけれども、極端に多い課とか、もしあったら参考に聞きたいのですが、また極端に少ない課とか、一つ気になったというのと、あとちょっと話が違うのですけれども、三郷市の職員で休職されている方がいらっしゃると思うのですけれども、全体の何パーセントくらいとか、もしお答えできるのであれば、お尋ねしたいのです。

人事課長

今ちょっと手元にずばりの数字はないのですけれども、課ごとの時間外、今年度はまだ集計がされておりませんので、過去で言うと、これも行政委員会ですけれども、選挙管理委員会事務職なんかは選挙があると一挙に負担をかけていますので、毎年選挙が2回くらいあるともうアウトというか、そういうふうにありますし、恥ずかしながら、人事課も少し上位にきたりとか、あとはただ、コロナ禍だったりしたときにここ数年はやはり特定の部署が一気に単年度で上がったりというのはありますので、毎年そういう状況であれば、人事課も含めて協議をして改善をしておりますので、10年ずっとトップというような状況では各課ないと思います。

あと少ないところはなかなかちょっと検証できてないのですけれども、大体今お話ししたとおり、年平均ですと6時間から7時間くらいですので、多くの部署では改善に向かっているのかなというところと、これが実際多いか少ないかといいますと、資料をお渡しできなくてすみませんけれども、近隣のさっきあった6市の中では平均超過時間については一番少ない状況です。6年度が6.9時間、最高が今吉川市さんで申し訳ないですけれども、吉川市さんで20.5時間ございまして、比較すると一番少なく、あといい数字ばかり言って申し訳ないですけれども、年次有給休暇の取得率も近隣では一番高く、15.3日が1番で、低いところでも春日部市さんで12日くらいはありますので大きな差はないのですけれども、その辺は少し改善に向けたり、努力はしているところでございます。

休職は、これも休職については復帰したり、病休になったりが繰り返していますので、今ですと病気休暇は90日取れるのですけれども、それが延びてくると休職命令を出して、おっしゃるとおり分限休職処分になります。その職員が一定、

実は8月には休職者がゼロに1回になりました。ただ、その後病気が90日を超えてきている職員が増えてきて、今、ちょっと記憶ですと10名くらいはいて、年間で年度の波もございまして、4月に少し環境が変わったりして出てこられる職員もおりますし、なので年度初めは少し減ってくる傾向にあって、ちょっと後半になると少しまた出てきている。これも課題と思っておりますけれども、ゼロにするのが一番よろしいのですけれども、さっきの退職の話もありまして、個別様々な、人それぞれの価値観とか考え方がある中でなるべく寄り添っていけるようにしている状況でございます。

鈴木委員

ありがとうございます。

議長

ほかにごありますか。

人事課長

職員数というのは、実は職員数全体の定員からいうと我々の部署ではなくて、企画でやっているのですけれども、ある程度抱えている人口規模によって適正な規模というのが国から示されておりまして、あまり雇うとまた注意がきたりという状況で、そういう中であまり増やせない中でのやりくりが迫られている状況です。それを大変な部署、何とかできる部署を見極めながら配置している状況でございます。岡庭委員がおっしゃったとおり、もしかしたら特定の部署が行き渡らないところもあるかもしれないですし、ただ、今後はどうしても働く人口は減ってきていますので、それにいかに対応していくかというのが直近の課題でございます。そういう意味では人事部署も全力を尽くすのですけれども、例えばDXとか技術的な側面ですね、そういうところの力を借りたり、あとは業務の省力化も入れたり、全庁一丸でその辺はならしていくようなタイミングになっているのかなというところでございます。おっしゃる課題があるのは十分認識しております。あと計画も数値目標だけでは中身が数字を追っかけているだけですと職員のやる気というのは出てきませんので、そういうのでマンパワーが出てきて人を補うとか、いろいろなことを考えながらやっている状況で、おっしゃるとおりなかなか全庁うまくバランスが取れていけないところもありますので、その辺のところも十分注意して進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

	採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をさせていただきます。ありがとうございました。
人事課長	大変ありがとうございました。
	【15分暫時休憩】
議長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>続きまして、その他に移らせていただきます。</p> <p>まず、1番といたしまして、審議会、協議会の報告についてございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、島根至代委員。</p>
島根至代委員	3月23日月曜日に、環境行動推進事業実行委員会がありました。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、事務局からの連絡事項で、まず局長からお願いいたします。</p>
事務局長	<p>① 令和8年度農家組合長名簿</p> <p>② 2025農業委員会活動記録セットの提出</p> <p>③ 令和9年度県農地利用の適正化施策に関する意見の提出と意見集約への協力依頼</p> <p>(その他事務連絡)</p> <p>事務局からの連絡は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、農業振興課からの連絡事項、次長からお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>① 盆栽クラブ役員会 4月9日木曜日 農業委員会室</p> <p>② 盆栽クラブ総会 4月17日金曜日 農業委員会室</p> <p>③ 農家組合長会議 4月21日火曜日 大会議室</p> <p>以上でございます。</p>
議長	それでは、以上で全てのことは終了となります。閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いします。
戸邊 会長職務代理	<p>それでは、長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>今月の総会では、農地法第5条が1件、不許可相当となりました。三郷市特定</p>

事業主行動計画の改訂についてが承認となりました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。